

令和2年度守口市営住宅あき家入居者募集のしおり

守口市都市整備部住宅まちづくり課

直通電話 (06) 6992-1709

代表電話 (06) 6992-1221

内 線 2521・2522

守口市営住宅入居者募集のあらまし

市営住宅は、住宅に困っている所得の少ない方々のために建てられた賃貸住宅です。このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法、守口市営住宅条例などで入居者資格が定められており、いろいろな制限があります。

この「入居者募集のしおり」を最後までよくお読みのうえで、お申込みください。

入居申込みに際して

市営住宅の入居申込資格は、次の1～7の条件のすべてがそろっている方に限られます。

まず、あなたに資格があるか十分お確かめください。

収入が一定の金額をこえるなど、資格のない方が申込みまれても入居できませんので、あらかじめご承知ください。

1. 現在住宅に困っている方。
2. 収入基準に合う方。(入居予定者全員の収入が対象です。)
3. 同居親族(婚約者を含む)がある方。
(8ページ3の(1)～(5)9ページの(6)～(10)に該当する单身者の場合は、2DK住宅のみ申込みができます。)
4. 申込者本人が令和3年1月11日以前から引き続き守口市内に在住又は在職している方。
5. 家賃の支払能力がある方。
6. 申込者本人及び同居しようとする方が暴力団員でないこと。

募集期間 令和3年1月12日(火)～令和3年1月25日(月)

抽選日時 令和3年2月4日(木)午前10時00分

抽選場所 守口市役所 会議室106(本館1階南エリア)

＝目

次＝

1	申込期間	3
2	申込方法	3
3	募集内容	4
4	住宅間取図	5
5	入居者及び補欠登録者の決定	7
6	申込資格	8
7	裁量世帯について	10
8	申込み及び当選の無効・失格	11
9	入居される場合の注意事項	12
10	申込みの受付から入居まで	13
11	月収計算にあたって	15
12	月収額の計算のしかた	17
13	控除額について	23
14	月収計算例	24
15	申込みの受付	30
16	抽選日	30
17	問い合わせ先	30

1 申込期間

令和3年1月12日（火）～令和3年1月25日（月）

平日 午前9時～午後5時30分

（なお、郵送される方は、令和3年1月25日（月）までの消印のあるものが有効です。）

2 申込方法

1. 市営住宅入居申込書に必要な事項をみれなく記入し、所定の封筒に入れて、守口市役所5階北エリア住宅まちづくり課まで持参してください。（来庁できない方は、所定の封筒で郵送してください。）
なお、申込書右上の申込部屋番号記入欄にはこの「申込みのしおり」4ページに記載の住宅の中から希望する団地名と部屋番号を記入してください。
2. 記載内容に不備があった場合は、住宅まちづくり課から連絡しますので、申込期間内に訂正してください。郵送申込みの際も同様です。なお、申込期間内に訂正いただけない場合は申込無効となりますので、余裕を持って提出してください。

郵送時の注意点

1. 郵送申込みに際しては、必要添付書類の重量に注意し、金額に不足の無いよう封筒に84円分の切手を貼ってください。
（金額不足の場合、郵便を受取りません。）
2. 申込締め切り後の消印のものは、無効となりますので受付いたしません。お早めに投函してください。
（申込締切日に投函される場合、時間帯により翌日の消印となる場合がありますので、特にご注意ください。）

※申込み状況の公開はいたしません。また、問い合わせにも一切お答えできません。

3 募集内容

募集内容は次のとおりです。

1. 募集区分

- 2DK住宅 2戸（大久保団地：守口市大久保町4丁目36番）
 3DK住宅 1戸（佐太第一団地：守口市佐太中町7丁目14番）

※ 下記の表より団地名と部屋番号を指定してお申込みください。

2. 住宅の内容

家賃は、予定額で表示していますので実際の家賃は変動する場合があります。計算後の月収額が158,000円以下の方が申込みできます。

ただし、裁量世帯については、158,000円を超えて214,000円以下の方でも申込みできます。

※ 裁量世帯の家賃は、下表にかかわらず最大（大久保：22,200円、佐太第一：57,700円）となる可能性がありますのでご注意ください。

（裁量世帯の詳しい説明はこの「申込みのしおり」10ページをご覧ください）

住宅区分	団地名	管理開始年度	構造	階数	EV	棟	階	面積(m ²)	部屋番号	家賃 (収入や部屋に応じて異なります。)
2DK住宅	大久保団地	昭和44年度	RC造	5階建	無	A	2	34.9	32	11,300円～
						B	2		62	17,000円
3DK住宅	佐太第一団地	昭和55年度	RC造	4階建	無	A	4	60.3	13	23,900円～ 35,600円

※RC造：鉄筋コンクリート造

EV：エレベーター

お風呂について

大久保団地には浴室はありません。

佐太第一団地には浴室スペースはありますが、お風呂はありません。浴槽、釜等の設備は各自で設置し、費用は自己負担となります。また、退去されるときは、設置した設備は撤去し、入居時の状態へ戻してください。

駐車場について

大久保団地に駐車場はありません。（来客用の駐車場は7台分ありますが個人的な常時使用はできません。）

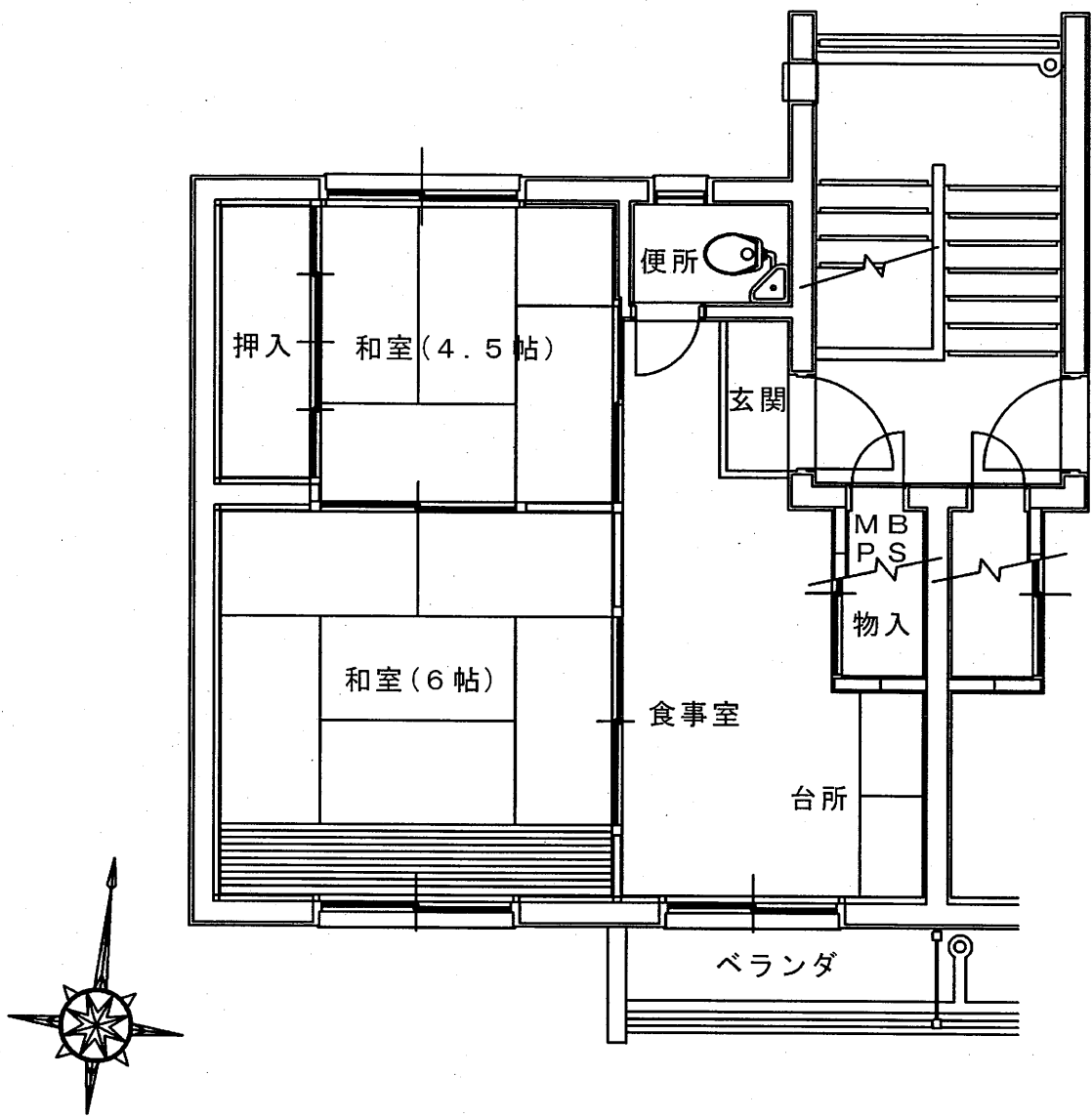
佐太第一団地には駐車場（有料）があります。

共益費について

給水施設等の共用部分に係る維持運営費（共益費）を家賃とは別に、入居者に自治会を通じて負担していただきます。なお、大久保団地に入居される方については、この共益費のうち、階段灯、廊下灯、外灯、給水施設の電気の使用料を毎月の家賃と併せて、市が徴収し、電気事業者に支払いをすることとなっています。

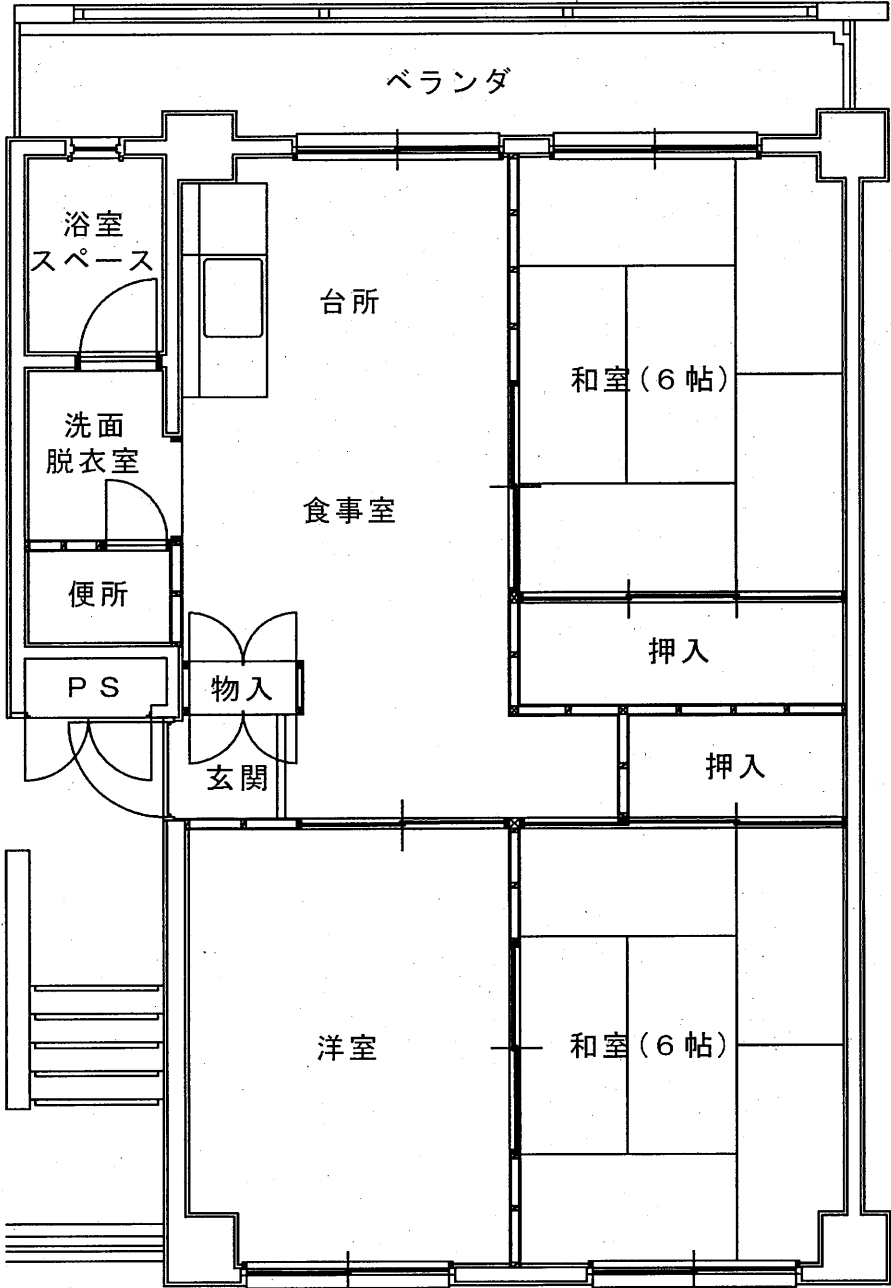
4 住宅間取図

大久保団地 32・62号室



※PS : パイプスペース
MB : メーターボックス

佐太第一団地A棟 13号室



※PS：パイプスペース

5 入居者及び補欠登録者の決定

抽選により、各住戸について入居者1名を決定します。抽選に漏れた方の中から大久保団地2名（各住戸1名ずつ）、佐太第一団地1名を補欠者として登録します。（申込みされた団地の補欠者として登録します。）

1. 抽選番号の通知
抽選日の前日までに届くよう申込者に通知します。
2. 抽選日
とき 令和3年2月4日（木）午前10時00分
ところ 守口市役所 会議室106（本館1階南エリア）
守口市京阪本通2丁目5番5号
3. 抽選結果の発表
抽選会場で発表の後に掲示します。掲示場所は別途お知らせします。
※抽選結果のお問合せには一切お答えできません。
4. 抽選結果の通知
当落にかかわらず、申込者に通知します。
5. 必要書類の提出
当選された方に入居資格審査に必要な書類を通知します。期限までに必ず提出してください。
6. 入居のあっせん
入居資格審査の結果（合格・失格）を通知します。合格された方には、申込時に希望されたあき家に入居のあっせんを行いますので、期限までに入居手続きをしてください。（別居家族との申込者は、入居手続後速やかに、全員が入居できるようにしてください。）
7. 補欠者への入居のあっせん
補欠者につきましては、入居の辞退、失格、募集割れ等によりあき家がでた場合のみ登録順位に従い入居資格審査の通知を行い、合格された方に入居のあっせんを行います。
8. 入居の辞退
入居資格審査に合格された方で、入居の辞退をする場合は辞退届の提出が必要になります。

6 申込資格

市営住宅の入居申込資格は、次の1～7の条件のすべてがそろっている方に限られます。

1. 住宅に困っている方

次の(1)～(10)のいずれかに該当する住宅困窮者であること。

(公営住宅の入居者、持家のある方は申込みません。)

- (1) 家賃が高い
- (2) 住宅が狭い
- (3) 設備が不十分
- (4) 住宅が古くていたんでいる
- (5) 他の世帯と同居している
- (6) 環境が悪い
- (7) 災害の危険がある
- (8) 正当な理由による立ち退き要求を受けている
- (9) 結婚するため
- (10) その他上記以外で、特に住宅困窮者であると認められる場合

2. 収入基準に合う方

- 16ページの収入基準表(早見表)を参考にして収入基準に合うかどうかを確かめてください。
- 1世帯で2人以上の収入がある場合は、24～29ページを参考にして収入基準に合うかどうか確かめてください。
 - ◇ 計算後の月収額が158,000円以下の方が申込みできます。
 - * 計算後の月収額が158,000円を超える方でも「裁量世帯」に該当する方は計算後の月収額が214,000円以下であれば、申込みできます。
「裁量世帯」の詳しい説明については、10ページをご覧ください。

3. 同居親族がある方

現に同居しているか、又は同居しようとする親族(婚約者又は事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。)で、夫婦、子供等を中心とする2人以上の家族構成であること。

ただし、以下の(1)～(10)のいずれかに該当する単身者は2DK住宅(大久保団地)のみ申込みができます。

婚約者との申込みの場合は、入居のときまでに婚姻関係のわかる戸籍謄本の提出ができること。

事実上婚姻関係と同様の事情にある方との申込みの場合は、住民票で「未届けの夫又は未届けの妻」など、その事実が確認できること。

性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方との申込みの場合は、その関係が大阪府又は大阪府内の自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できる場合に限りします。

- (1) 60歳以上の方 ⑨年齢については、募集期間の末日現在での満年齢です。
- (2) 身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている方
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉手帳1級から3級までの交付を受けている方又は同程度の障害を有すると認められる方

- (4) 療育手帳の交付を受けている方または同程度の障害を有すると大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方
 - (5) 戦傷病者特別援護法による障がい者
 - (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - (7) 生活保護法に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
 - (8) 海外からの引揚者で5年を経過していないもの
 - (9) 平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
 - (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する方
 - ① 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による婦人相談所（当該相談所から委託を受けた施設を含む。）の一時保護又は同法第5条の規定による婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの
 - ② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
4. 申込者本人が守口市内に在住又は在職している方
5. 家賃の支払能力がある方
6. 申込者本人及び同居しようとする方が暴力団員でないこと

7 裁量世帯について

次の(1)～(9)に該当する世帯の方は、計算後の月収額が 158,000 円を超え、214,000 円以下の方でも、申込みできます。

対象世帯	世帯要件
(1) 身体障がい者世帯	申込本人又は同居者に、身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている方がいる世帯
(2) 精神障がい者世帯	申込本人又は同居者に、精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けた方、又は現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、同程度の障がいがあると診断された方がいる世帯
(3) 知的障がい者世帯	申込本人又は同居者に、療育手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が A 又は B 1 の方又は同程度の障がいを有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方がいる世帯
(4) 戦傷病者世帯	申込本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の方がいる世帯
(5) 原子爆弾被爆者世帯	申込本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
(6) 海外からの引揚者世帯	申込本人又は同居者に、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる世帯
(7) ハンセン病療養所入所者等世帯	申込本人又は同居者に、平成 8 年 3 月 3 1 日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
(8) 60 歳以上の世帯	申込本人が 60 歳以上であって、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方である世帯。年齢については、募集期間の末日現在での満年齢です。
(9) 小学校就学前の子どもがいる世帯	同居者に、募集期間末日現在において小学校就学前の子どもがいる世帯

8 申込みの無効及び当選後の失格について

次のような場合は申込みを無効とします。

当選後でもその事実が判明した時点で失格となります。

- (1) 1 ページに記載された入居申込資格を満たしていない場合
- (2) 申込書に不正の記載があった場合
- (3) 申込書に必要事項が記載されていない場合
- (4) 当選後、指定した日までに必要書類の提出がない場合
- (5) 入居資格がない場合
当選後の入居資格審査の結果、入居資格がないと判定された場合は失格となり、入居できません。(申込み受付時の審査は自己申告の申込書により行いますので、実際の審査は入居資格審査で行います。)
- (6) 重複申込みをした場合
1 世帯(婚約者との申込みの場合等も1 世帯とする。)で2 通以上申込みをしたときは失格となります。また、申込者又は同居者として申込書に記載のある方は、他の世帯で申込みすることはできません。
- (7) 友人等の寄合世帯や家族を不自然に分割して申込みことは、原則としてできません。
 - (例1) 夫婦どちらか一方のみによる申込み。
 - (例2) 兄弟姉妹で申込み。(両親死亡の場合や、今回入居しようとする者全員が単身者資格要件を満たしている場合を除く。)
 - (例3) 祖父母と扶養関係のない孫との申込み。
 - (例4) おじ、おば、甥、姪、いとこ等との申込み。
 - (例5) 今回入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれている場合の申込み。
- (8) 申込書に記載した方全員が同時に入居できない場合
申込後、同居親族に変更があったときは入居できません。婚約者が変わったときも同じです。(ただし、死亡や出生の場合は再審査を行います。)
- (9) 申込者本人又は同居しようとする方が、暴力団員である場合
暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2 条第6 号に規定する暴力団員(以下暴力団員という)をいいます。
※入居時には、申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員でないことを誓約していただきます。なお、暴力団員であるか否かを確認するため、守口警察署へ照会します。

9 入居される場合の注意事項

入居に際して、次のことを遵守してください。

(1) 収入申告

- ①入居されますと、毎年、ご家族全員の収入を申告していただきます。
- ②家賃の額は、入居者の収入や住宅の便益等に応じて、毎年度変動します。

(2) 敷金

敷金は、入居の際の家賃の3か月分です。

(3) 収入超過者などの市営住宅明渡し努力義務

入居後3年を経過した方で、月収額 158,000 円を超える（裁量世帯では 214,000 円を超える）収入がある場合は収入超過者として、又入居後5年を経過した方で、月収額 313,000 円を超える収入がある方は、高額所得者の認定を行います。認定を受けたときの家賃は、収入超過者にあつては収入の区分に応じて一定期間（最高5年）後に近傍同種の住宅の家賃となり、高額所得者にあつては近傍同種の住宅の家賃となり又、住宅の明渡し義務が課せられます。

(4) ペット

市営住宅は集合住宅であり、住宅の構造上、動物の飼育には適しておりません。どの動物も住宅内で飼うことは近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因となりますので、飼わないでください。

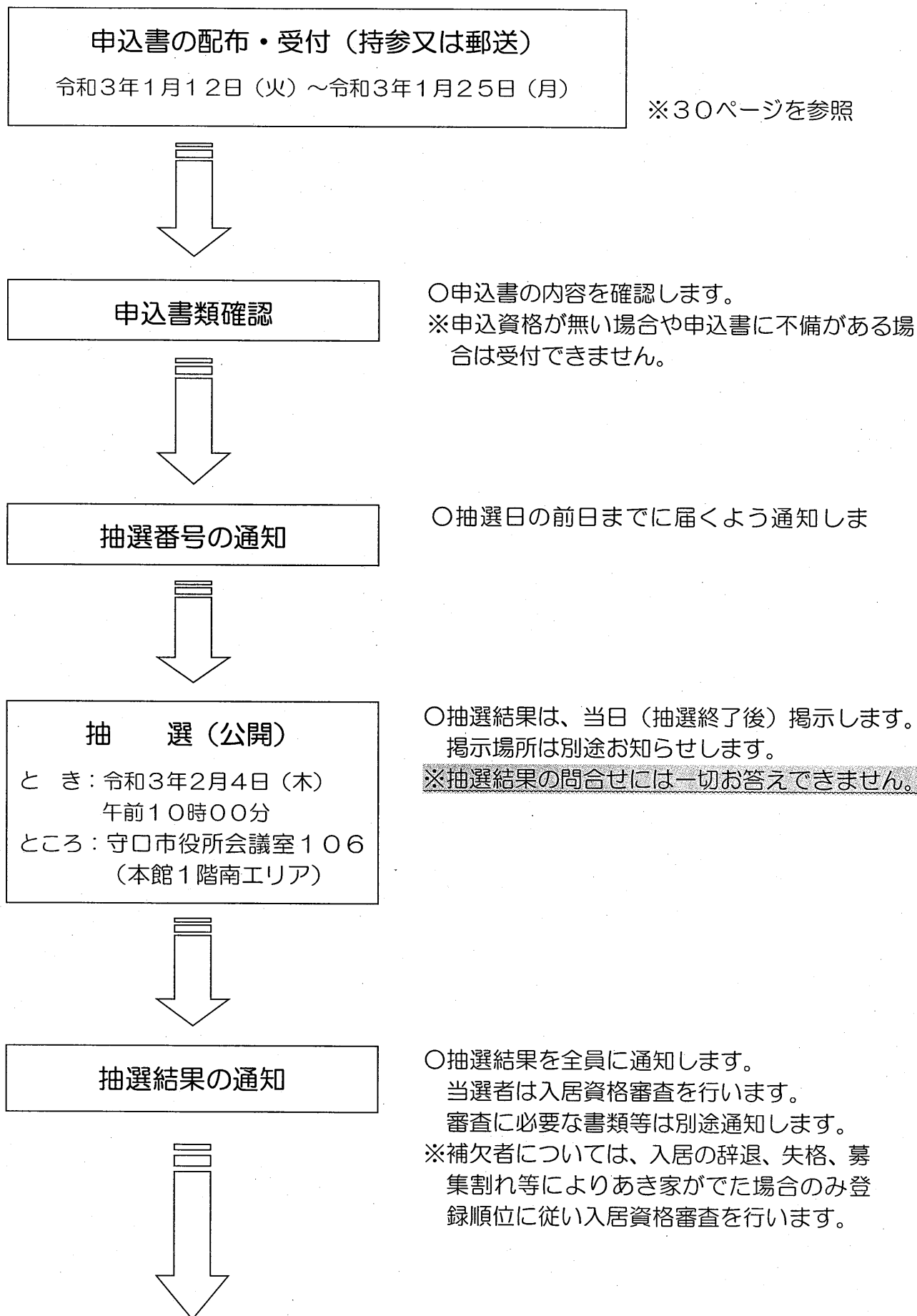
(5) 補修費について

住戸内の住宅設備の破損・修繕にかかる補修費は、経年劣化によるものを除き自己負担となります。補修費の負担区分については、入居時にお渡しする「入居のしおり」に記載しております。

(6) 自治会活動について

市営住宅には団地毎に自治会があり、入居と同時に自治会員になっていただきます。入居後は自治会費の支払や自治会活動等に協力していただきます。

10 申込みの受付から入居まで



入居資格審査書類の提出

○指定する書類提出期限(当選通知日から約2週間以内)までに必要書類を提出してください。

(申込書に記載した全員の住民票
申込書に記載した全員の課税証明書) 等

入居資格審査・結果の通知

○入居資格審査の結果(合格・失格)を通知します。合格された方には、入居承認書と請書を送付し、入居手続について通知します。(入居資格審査書類提出期限の日から約1週間後)

入居手続・カギ交付

○指定する入居期日(入居承認書交付日から2週間以内)までに必ず来庁して入居手続をしてください。

○入居手続に必要なもの
・請書及びその添付書類
・敷金(当初家賃の3か月分)
・当初家賃(1か月分先払い。月の途中での入居の場合は、日割り計算します。)
○入居手続を完了された方にカギをお渡します。

入 居

○入居手続完了後は、速やかに入居してください。(手続完了後30日以内)

※入居手続・カギ交付の期間(入居承認書交付日から2週間以内)

希望者には入居する部屋の内覧を行いますので申出てください。

(内覧は、原則平日午前10時～午後5時に1世帯1回のみ行います。)

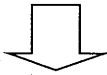
※工事の都合により、日程を変更する場合がございますのでご了承ください。

1.1 月収計算にあたって

月収額を計算する前に次のことを確かめてください。

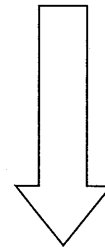
- (1) あなたの同居者又は同居しようとする親族と扶養親族の数は？
- (2) あなたの総収入金額又は総所得金額は？
- (3) あなたの世帯の収入が基準にありますか？

同居親族、扶養親族とは？



入居しようとする親族（本人を除く）及び入居しない遠隔地扶養親族のことをいいます。（家族を不自然に分割又は合併した場合には申込みできません。）

あなたの総収入金額又は総所得金額がいくらあるか調べましょう。



あなたは、給与所得者ですか？ 年金所得者ですか？ その他の所得者ですか？

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。
例えば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。
給与所得という総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。
（ただし、非課税所得は含みません。）

年金所得とは

厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。
例えば、老齢年金、退職年金年いいます。
その他、法律により非課税とされている各種年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）については、所得は0円としてください。

その他の所得とは

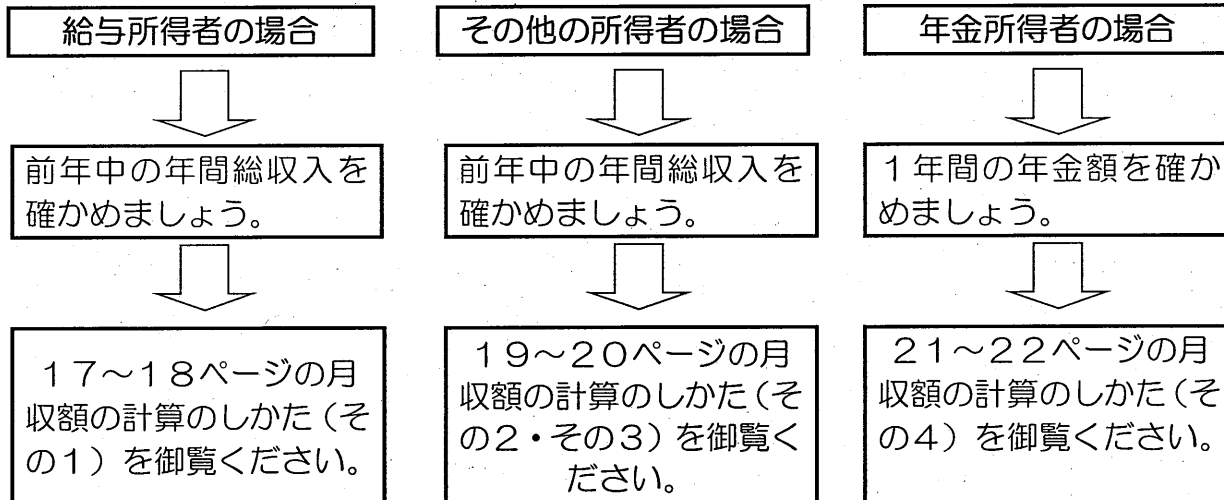
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。
例えば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。
これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

注意事項

- ① 生活保護法の各種扶助料、失業給付金、法律により非課税とされている各種年金及び遺族年金などの非課税所得については、収入0円で計算してください。
- ② 退職予定の場合
申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職しなければならない人で、以後無職無収入となる人の収入は、0円として計算してください。（ただし、この場合は勤務先の証明が必要です。）
申込みのときは働いているが、定年退職などの理由により入居のときまでに退職しなければならない人で、以後無職となり老齢年金等を受けられる方は、その予定額を記入してください。

収入基準表

あなたの世帯の収入がどこにあてはまるか、よく確かめましょう！



あなたの世帯の収入が収入基準にあっているか収入基準表で確かめてみましょう。

収入基準表（早見表）の見方

収入基準表は、世帯の中に収入のある方がひとりと仮定し、同居（扶養）親族控除のみ考慮して計算したものです。他に各種控除がありますので17～23ページを参考に、基準に合うかどうか確かめてください。特に、2人以上の方に収入がある場合には、24～29ページを参考に必ず計算してください。

収入基準表（早見表）

（単位：円）

	単 身 者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
給与所得者の場合	2,967,999 (3,887,999) 以下	3,511,999 (4,363,999) 以下	3,995,999 (4,835,999) 以下	4,471,999 (5,311,999) 以下	4,947,999 (5,787,999) 以下	5,423,999 (6,263,999) 以下
年金所得者の場合 (65歳未満)	3,028,015 (3,924,015) 以下	3,534,682 (4,391,778) 以下	4,041,349 (4,838,837) 以下	4,495,308 (5,285,896) 以下	4,942,367 (5,732,955) 以下	5,389,425 (6,180,014) 以下
年金所得者の場合 (65歳以上)	3,096,011 (3,924,015) 以下	3,534,682 (4,391,778) 以下	4,041,349 (4,838,837) 以下	4,495,308 (5,285,896) 以下	4,942,367 (5,732,955) 以下	5,389,425 (6,180,014) 以下
その他の所得者の場合	1,896,000 (2,568,000) 以下	2,276,000 (2,948,000) 以下	2,656,000 (3,328,000) 以下	3,036,000 (3,708,000) 以下	3,416,000 (4,088,000) 以下	3,796,000 (4,468,000) 以下

※ ()は裁量世帯の金額です。裁量世帯の詳細な説明は、この「申込みしおり」10ページを御覧ください。

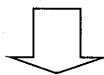
(この収入基準表（早見表）には特別控除は含んでいません。)

(注) 収入が早見表の金額をこえる方は、市営住宅に申し込めませんので、大阪府特定公共賃貸住宅、公社住宅、UR住宅をご検討ください。

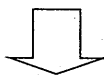
12 月収額の計算のしかた (その1)

給与所得者の場合は

年の 間 総計 収 入算 年間総 収入金額 は賞与・ 臨時給与 ・手当な どを含め た税込み の金額で す。就職 時期に合 わせて該 当する欄 を見て計 算してく ださい。	あなたが仕事を始めた時期	計 算 の し か た
	①現在の勤務先に平成31年1月1日 以前から引き続き勤務している人	令和元年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
	②現在の勤務先に平成31年1月2日 以後に就職し、現在まで1年以上勤務 している人	勤務した翌月から12か月間の総収入金額
	③現在の勤務先に就職してから、まだ 1年にならない人	勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入 金額をもとに次により計算した推定金額 総収入金額－賞与 ----- 勤務した翌月から申込み月の前月までの月数 ×12＋賞与＝1年間の推定総収入金額
④現在の勤務先に勤めてまだ1か月分 の給料を受けていない人	雇用条件にもとづき支給が予定されている 1か月分の給与を12倍した年間の 推定総収入金額	
<p>※ 1年のうち、病気、欠勤などのため、収入が著しく減少した月の収入はこれを除いたうえ、 上表③の計算のしかたで計算してください。</p> <p>ご注意 申込受付に際して所得金額の認定が明確にできないときは申込をお断りします。</p>		



年間総収入



年間総収入金額	年間給与所得金額
651,000円未満	年間給与所得 = 0
651,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円 = 年間給与所得
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 974,000円
1,628,000円以上 1,804,000円未満	年間総収入金額を4,000で割り、その答え A×0.6 = 年間給与所得
1,804,000円以上 3,604,000円未満	の1円未満を切り捨てた後4,000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。 A×0.7 - 180,000円 = 年間給与所得
3,604,000円以上 6,600,000円未満	A×0.8 - 540,000円 = 年間給与所得
6,600,000円以上 10,000,000円未満	年間総収入金額×0.9 - 1,200,000円 = 年間給与所得
(給与所得者以外の方は、この計算式は使用できません。)	

年間給与所得金額
円

↑この金額を申込書の所得金額欄にお書きください。

年間給与所得金額から次の控除額を差し引いてください。

控除の種類	計 算 方 法	控 除 額
①同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養 1人につき 38万円 × 人	円
②寡婦（夫）控除	寡婦（夫）であって所得のある人 1人につき 27万円 × 人 （計算後の所得が27万円未満のときは、その額）	円
③同一生計対象配偶者控除 ④老人扶養控除	同一生計配偶者又は扶養親族が70歳以上 1人につき 10万円 × 人	円
⑤特定扶養親族控除	扶養親族が16歳以上23歳未満である場合 （配偶者を除く） 1人につき 25万円 × 人	円
⑥障がい者控除	障がい者がいる場合 1人につき 27万円 × 人	円
⑦特別障がい者控除	特別障がい者がいる場合 1人につき 40万円 × 人	円
		控除額合計 円

月収額の計算のしかた
（年間所得金額－該当控除額）÷12＝月収額

月収額
円

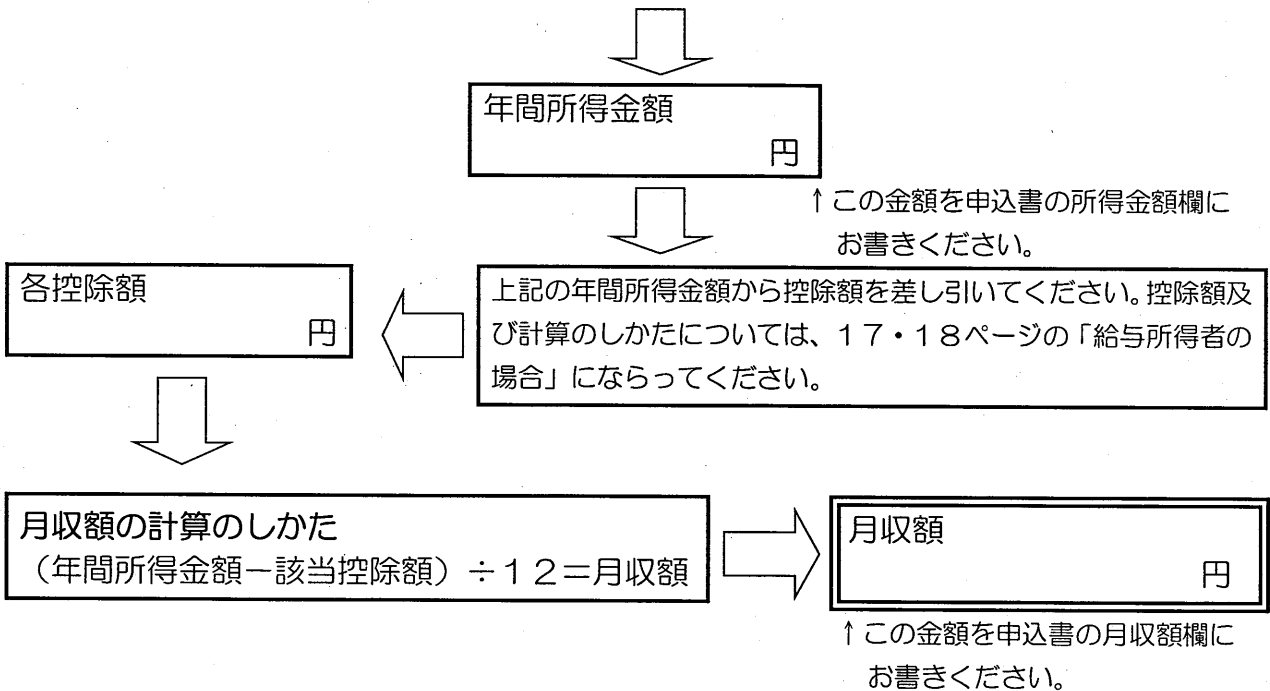
↑この金額を申込書の月収額欄にお書きください。

- ◎ あなたの月収額が、158,000円以下（裁量世帯の方は214,000円以下）であれば申込みできます。この基準にあてはまらないときは、申込資格がありませんので、ご注意ください。

月収額の計算のしかた (その2)

その他の所得者の場合は (給与所得者以外)

年間所得金額の計算	開業等の時期	計算のしかた	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ご注意 </div> 申込受付に際して所得金額の認定が明確にできないときは申込をお断りします。
	①平成31年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている人	令和元年中の年間所得金額 所得金額＝年間総収入金額－必要経費	
②平成31年1月2日以後に現在の事業を始めた人	事業を始めた翌月の所得金額から計算する (収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」(17ページ)の例にならってください。		



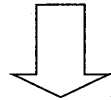
- ◎ あなたの月収額が、158,000円以下 (裁量世帯の方は214,000円以下) であれば申込みできます。この基準にあてはまらないときは、申込資格がありませんので、ご注意ください。

月収額の計算のしかた (その3)

日雇労働者などの方は

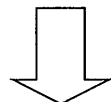
給与所得者として賃金をもらっている日雇いの方は、17・18ページの「給与所得者の場合」により計算してください。日雇賃金所得として所得申告の際に、税務署に自己申告している人は、下の計算で行ってください。

	開業等の時期	計算のしかた	
年間所得金額の計算	①平成31年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている人	令和元年中の年間所得金額 (平成29年分の所得税確定申告書控の所得金額)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">ご注意</div> 申込受付に際して所得金額の認定が明確にできないときは申込をお断りします。
	②平成31年1月2日以後に現在の日雇を始めた人	日雇いを始めた翌月からの所得金額で計算する (収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」(17ページ)の例にならってください。)	



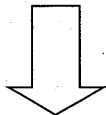
年間所得金額
円

↑この金額を申込書の所得金額欄にお書きください。

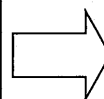


各控除額
円

上記の年間所得金額から控除額を差し引いてください。控除額及び計算のしかたについては、17・18ページの「給与所得者の場合」にならってください。



月収額の計算のしかた
(年間所得金額－該当控除額) ÷ 12 = 月収額
「給与所得者の場合」と同じです。



月収額
円

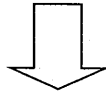
↑この金額を申込書の月収額欄にお書きください。

- ◎ あなたの月収額が、158,000円以下(裁量世帯の方は214,000円以下)であれば申込みできます。この基準にあてはまらないときは、申込み資格がありませんので、ご注意ください。

月収額の計算のしかた (その4)

年金所得者の場合は

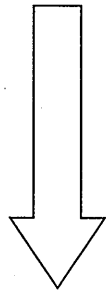
年額総収入額の計算	開業等の時期	計算のしかた	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ご注意</div> 申込受付に際して所得金額の認定が明確にできないときは申込をお断りします。
	①引き続き1年以上年金を支給されている人	令和元年中の年金収入額 〔なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額〕	
②年金を支給されてまだ1年にならない人	年金証書の支払年金額 〔なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額〕		



年間総収入額

円

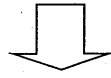
↑ 2種類以上の課税対象年金を支給されている場合はその合計支払年金額



年間総収入金額から
年間年金所得金額を計算する方法

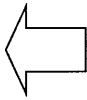
受給者の年齢	年間総収入額 (A)	年間年金所得金額
65歳以上の人	① 1,200,000 円以下	年間年金所得 = 0
	② 1,200,001 円以上 3,300,000 円以下	$(A) - 1,200,000 \text{ 円} = \text{年間年金所得}$
	③ 3,300,001 円以上 4,100,000 円以下	$(A) \times 0.75 - 375,000 \text{ 円} = \text{年間年金所得}$
	④ 4,100,001 円以上 7,700,000 円以下	$(A) \times 0.85 - 785,000 \text{ 円} = \text{年間年金所得}$
	⑤ 7,700,001 円以上	$(A) \times 0.95 - 1,555,000 \text{ 円} = \text{年間年金所得}$
65歳未満の人	① 700,000 円以下	年間年金所得 = 0
	② 700,001 円以上 1,300,000 円以下	$(A) - 700,000 \text{ 円} = \text{年間年金所得}$
	③ 1,300,001 円以上 4,100,000 円以下	$(A) \times 0.75 - 375,000 \text{ 円} = \text{年間年金所得}$
	④ 4,100,001 円以上 7,700,000 円以下	$(A) \times 0.85 - 785,000 \text{ 円} = \text{年間年金所得}$
	⑤ 7,700,001 円以上	$(A) \times 0.95 - 1,555,000 \text{ 円} = \text{年間年金所得}$

年間年金所得金額
円

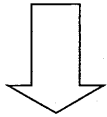


↑この金額を申込書の金額欄にお書きください。

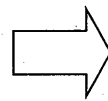
各控除額
円



上記の年間年金所得金額から控除額を差し引いてください。控除額及び計算のしかたについては、17・18ページの「給与所得者の場合」にならってください。



月収額の計算のしかた
(年間年金所得金額－該当控除額)÷12＝月収額
「給与所得者の場合」と同じです。



月収額
円

↑この金額を申込書の月収額欄にお書きください。

- ◎ あなたの月収額が、158,000円以下（裁量世帯の方は214,000円以下）であれば申込みできます。この基準にあてはまらないときは、申込み資格がありませんので、ご注意ください。

13 控除額について

- ① 同居及び扶養親族控除は、市営住宅に入居しようとする方で申込本人を除く人数分を必ず控除してください。(例 5人家族の申込みであれば4人分)
- ② 特別控除額は、所得税法上認定された方で該当する種類の控除を必ず控除してください。

控除の種類		範 囲	控除額(1人につき年間)	
①	同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族	38万円	
	同一生計配偶者控除 老人扶養控除	同一生計配偶者又は扶養親族で、70歳以上の方	10万円	
②	特定扶養親族控除	扶養親族(配偶者を除く)で16歳以上23歳未満の方	25万円	
	障がい者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障害者更正相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など 	27万円	
		特別障がい者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障害者更正相談所等により重度の知的障がいと判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方など 	40万円
		か ぶ (ふ) こ う じ ゃ 控 除 寡婦(夫)控除	<ul style="list-style-type: none"> ・夫と死別、離婚した後婚姻をしていない方、夫の生死が明らかでない方又は婚姻によらないで母となり現に婚姻をしていない方で、扶養親族のある方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方 ・妻と死別、離婚した後婚姻をしていない方、妻の生死が明らかでない方又は婚姻によらないで父となり現に婚姻をしていない方で、生計を一にする子を扶養し、年間所得金額が500万円以下の方 	27万円 (計算後の所得が27万円 未満のときは、その額)

※ 控除額を誤って計算されますと収入基準に合わない場合がありますのでご注意ください。

1.4 月収計算例 (その1)

給与所得者が2人の場合

1. 家族構成

○ 本人 (35歳)	年間総収入金額	3,000,000 円
○ 妻 (33歳)	年間総収入金額	1,620,000 円
○ 長男 (11歳)	小学生	
○ 長女 (8歳)	小学生	

2. 月収額の算出方法

- (1) 本人の年間給与総収入金額から年間給与所得金額を算出する。
(下表ク行にあてはめる)

$$3,000,000 \text{ 円} \div 4,000 \text{ 円} = 750 \text{ 円 (1 円未満切捨)}$$

$$750 \text{ 円} \times 4,000 \times 0.7 - 180,000 \text{ 円} = 1,920,000 \text{ 円} \quad \text{①}$$

- (2) 妻の年間給与総収入金額から年間給与所得金額を算出する。
(下表エ行にあてはめる)

$$1,620,000 \text{ 円} = 970,000 \text{ 円} \quad \text{②}$$

年間総収入金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
ア 651,000 円未満	年間給与所得	=0
イ 651,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額 - 650,000 円 = 年間給与所得	
ウ 1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間給与所得	=969,000 円
エ 1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間給与所得	=970,000 円
オ 1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	年間給与所得	=972,000 円
カ 1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間給与所得	=974,000 円
キ 1,628,000 円以上 1,804,000 円未満	年間総収入金額を 4,000 で割り、その答えの 1 円未満を切り捨てた後 4,000 を掛け戻し出した額を右の A にあてはめてください。	A × 0.6 = 年間給与所得
ク 1,804,000 円以上 3,604,000 円未満		A × 0.7 - 180,000 円 = 年間給与所得
ケ 3,604,000 円以上 6,600,000 円未満		A × 0.8 - 540,000 円 = 年間給与所得
コ 6,600,000 円以上 10,000,000 円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000 円 = 年間給与所得	

- (3) 申込家族の年間総所得金額を合計する。

$$\text{①} + \text{②} \quad 1,920,000 \text{ 円} + 970,000 \text{ 円} = \boxed{2,890,000 \text{ 円}} \quad \text{③}$$

(4) 控除額の計算

控 除 額

(ア) 同居及び扶養親族控除	[38万円]	×	3人=	114万円
(イ) 同一生計配偶者控除	[10万円]	×	人=	万円
(ウ) 老人扶養控除	[25万円]	×	人=	万円
(エ) 特定扶養親族控除	[27万円]	×	人=	万円
(オ) 障がい者控除	[40万円]	×	人=	万円
(カ) 特別障がい者控除	[27万円]	×	人=	万円
(キ) 寡婦(夫)控除	[27万円]	×	人=	万円
				(計算後の所得が27万円未満のときは、その額)

控除額合計

[1,140,000円] — ④

(5) 申込家族の月収額の計算 (③-④) ÷12

(2,890,000円-1,140,000円) ÷12 = [月収額 145,833円]

月収計算例 (その2)

給与所得者とその他の所得者がいる場合

1. 家族構成

- 本人(46歳) 年間所得金額 1,770,000円(自営業)
- 妻(43歳) 年間総収入金額 1,150,000円(パート)
- 長男(17歳) 高校生
- 長女(14歳) 中学生
- 二女(11歳) 小学生

2. 月収額の算出方法

(1) 本人の年間総所得金額 1,770,000円 ____ ①

(2) 妻の年間給与総収入金額から年間給与所得金額を算出する。
(下表イ行にあてはめる)

1,150,000円 - 650,000円 = 500,000円 ____ ②

年間総収入金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額		年間給与所得金額	
ア	651,000円未満	年間給与所得	=0
イ	651,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円 = 年間給与所得	
ウ	1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得	=969,000円
エ	1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得	=970,000円
オ	1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得	=972,000円
カ	1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得	=974,000円
キ	1,628,000円以上 1,804,000円未満	年間総収入金額を4,000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4,000を掛け戻した額を右のAにあてはめてください。	A × 0.6 = 年間給与所得
ク	1,804,000円以上 3,604,000円未満		A × 0.7 - 180,000円 = 年間給与所得
ケ	3,604,000円以上 6,600,000円未満		A × 0.8 - 540,000円 = 年間給与所得
コ	6,600,000円以上 10,000,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000円 = 年間給与所得	

(3) 申込家族の年間総所得金額を合計する。

① + ② 1,770,000円 + 500,000円 = 2,270,000円 ____ ③

(4) 控除額の計算

控 除 額

(ア) 同居及び扶養親族控除	[38万円]	×	4人=	152万円
(イ) 同一生計配偶者控除	[10万円]	×	人=	万円
(ウ) 老人扶養控除				
(エ) 特定扶養親族控除	[25万円]	×	1人=	25万円
(オ) 障がい者控除	[27万円]	×	人=	万円
(カ) 特別障がい者控除	[40万円]	×	人=	万円
(キ) 寡婦(夫)控除	[27万円]	×	人=	万円
				(計算後の所得が27万円未満のときは、その額)

控除額合計

[1,770,000円] — ④

(5) 申込家族の月収額の計算 (③-④) ÷12

(2,270,000円-1,770,000円) ÷12= [月収額 41,666円]

年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額 (B)	年間年金所得金額
65歳以上の人の人	1,200,000 円以下	年間年金所得=0	65歳未満の人	700,000 円以下	年間年金所得=0
	1,200,001 円以上 3,300,000 円以下	(A)-1,200,000 円 =年間年金所得		700,001 円以上 1,300,000 円以下	(B)- 700,000 円 =年間年金所得
	3,300,001 円以上 4,100,000 円以下	(A)×0.75- 375,000 円 =年間年金所得		1,300,001 円以上 4,100,000 円以下	(B)×0.75- 375,000 円 =年間年金所得
	4,100,001 円以上 7,700,000 円以下	(A)×0.85- 785,000 円 =年間年金所得		4,100,001 円以上 7,700,000 円以下	(B)×0.85- 785,000 円 =年間年金所得
	7,700,001 円以上	(A)×0.95-1,555,000 円 =年間年金所得		7,700,001 円以上	(B)×0.95-1,555,000 円 =年間年金所得

(3) 申込家族の年間総所得金額を合計する。

①+②+③ 550,000 円+1,400,000 円+10,000円= 1,960,000 円 ④

(4) 控除額の計算

控 除 額

	〔入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族〕		
(ア) 同居及び扶養親族控除	38万円	×	1人= 38万円
(イ) 同一生計配偶者控除	10万円	×	人= 万円
(ウ) 老人扶養控除			
(エ) 特定扶養親族控除	25万円	×	人= 万円
(オ) 障がい者控除	27万円	×	人= 万円
(カ) 特別障がい者控除	40万円	×	人= 万円
(キ) 寡婦(夫)控除	27万円	×	人= 万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)

控除額合計 380,000 円 ⑤

(5) 申込家族の月収額の計算 (④-⑤) ÷ 12

(1,960,000 円-380,000 円) ÷ 12 = 月収額 131,666 円

15 申込みの受付

1. 期 間
令和3年1月12日（火）～令和3年1月25日（月）
2. 受付場所
守口市役所都市整備部住宅まちづくり課（本館5階北エリア）
3. 時 間
平日：午前9時～午後5時30分

16 抽選日

と き 令和3年2月4日（木）午前10時00分
と ころ 守口市役所 会議室106（本館1階南エリア）
守口市京阪本通2丁目5番5号

17 問い合わせ先

守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市役所都市整備部住宅まちづくり課（本館5階北エリア）
平日：午前9時～午後5時30分

06-6992-1221（代表）内線 2521・2522
06-6992-1709（直通）

※申込み状況の問い合わせには一切お答えできません。

提出前に下記の書類についてもう一度お確かめください

提出書類	チェック欄
申込書（表・裏共に必要事項が記載されていますか。申込団地名・部屋番号が記入されていますか。）	
提出用封筒（差出人の住所氏名が記載されていますか。郵送の場合は84円分の切手が貼られていますか。）	

